



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 619 平成18年度情報セキュリティ外部監査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報システム課)
- 620 基本測量の実施 (技術調査課)
- 621 道路の区域変更 (道路保全課)
- 622 新道路の供用開始等 ( " )
- 623 道路の区域変更 ( " )
- 624 新道路の供用開始等 ( " )
- 625 道路の区域変更 ( " )
- 626 新道路の供用開始等 ( " )

### ○ 公告

- 軽油引取税免税軽油使用者証の無効 (税務課)
- 軽油引取税免税証の無効 ( " )
- 入札公告 (情報システム課)

## 告 示

### 和歌山県告示第619号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成18年度情報セキュリティ外部監査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成18年4月25日

和歌山県知事 木村良樹

#### 1 業務の名称

平成18年度情報セキュリティ外部監査業務委託

#### 2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない法人の登記事項証明書
- エ 印鑑証明書
- オ 財務諸表(法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては、青色又は白色申告書の写し)
- カ 使用印鑑届
- キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税

証明書で発行後3か月を経過していないもの  
 (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税  
 (イ) 和歌山県が課する県税全税目  
 (ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)

- ク 誓約書
  - ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
  - コ 経済産業省の情報セキュリティ企業台帳(平成17年度登録分)に掲載された申告書
  - サ 契約履行証明
- (2) (1) のア、イ、カ、ク、ケ及びサに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成18年4月25日(火)から平成18年5月16日(火)までの和歌山県の休日(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年5月24日(水)までの間に和歌山県企画部IT推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

#### 3 資格審査説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階  
和歌山県企画部IT推進局情報システム課会議室

##### (2) 日時

平成18年5月16日(火)午後2時から

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成18年5月16日(火)から平成18年5月24日(水)までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に5で掲げる場所で受け付ける。

#### 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階  
和歌山県企画部IT推進局情報システム課  
郵便番号 640-8249

電話番号 073-432-5655

ファクシミリ番号 073-428-1136

#### 6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 7 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成18年4月25日(火)現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 平成17年度の経済産業省の情報セキュリティ監査企業台帳制度に登録していること。
- (6) この告示の日現在、情報システムに関する企画、開発、運用、保守等の業務について、関連会社を含め和歌山県と委託契約を行っていないこと。
- (7) 平成18年3月31日を起点として過去5年間、情報システムに関する企画、開発、運用、保守等の業務について、関連会社を含め和歌山県と委託契約を行っていないこと。
- (8) 平成18年3月31日を起点として、過去5年間、500名以上の規模を有する法人又は地方公共団体の情報セキュリティ関連の監査契約を2件以上締結し、適正に履行したこと。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成18年5月30日(火)までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成18年6月2日(金)午後4時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成18年6月5日(月)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第620号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成18年4月25日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 作業の種類 基本測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成18年5月22日から平成19年3月16日まで
- 3 作業地域 和歌山市、新宮市、伊都郡かつらぎ町、有田郡広川町、

日高郡みなべ町、  
西牟婁郡すさみ町、  
東牟婁郡那智勝浦町、古座川町

和歌山県告示第621号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年4月25日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 311号

区 間	新旧の別	敷 地 の 員	延 長	備 考
		メートル		
田辺市本宮町下湯川字仲平287番2地内	旧	6.55	26.50	
		7.11		
同上	新	6.55	26.50	
		13.24		

和歌山県告示第622号

平成18年和歌山県告示第621号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月25日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年4月25日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第623号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年4月25日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 かつらぎ桃山線

区 間	新旧の別	敷 地 の 員	延 長	備 考
		メートル		
伊都郡かつらぎ町大字志賀字下田原639番2地先から同町大字志賀字下田原639番1地先まで	旧	9.42	51.50	
		21.14		

伊都郡かつらぎ町大字志賀字下田原640番2地内	旧	3.51 } 7.13	51.50	廃止
伊都郡かつらぎ町大字志賀字下田原639番2地先から同町大字志賀字下田原639番1地先まで	新	9.45 } 15.07	51.50	

和歌山県告示第624号

平成18年和歌山県告示第623号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月25日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年4月25日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第625号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年4月25日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 龍神十津川線

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考
田辺市龍神村丹生ノ川字井戸ノ谷下モ道下タ567番1地内	旧	3.60 } 4.00	115.90	
同上	新	9.90 } 15.80	115.90	

和歌山県告示第626号

平成18年和歌山県告示第625号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月25日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年4月25日

和歌山県知事 木村良樹

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届け出があったので、平成18年3月25日以降無効とする。

平成18年4月25日

和歌山県知事 木村良樹

業 種	記 号 番 号	有 効 期 間	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付した事務所
漁船	和歌山県 第900850号	平成17年3月17日から平成19年3月16日まで	東牟婁郡串本町西向1491 角崎一郎	東牟婁振興局

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成18年3月25日以降無効とする。

平成18年4月25日

和歌山県知事 木村良樹

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
200リットル券	漁船	9618489 } 9618501	13枚	平成17年10月24日から 平成18年3月31日まで	東牟婁振興局	平成18年3月25日

※ 記号番号は、免許証(表面)の8桁目から14桁目までの数字です。

入 札 公 告

平成18年度情報セキュリティ外部監査業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成18年4月25日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度  
平成18年度
- (2) 業務委託の名称  
平成18年度情報セキュリティ外部監査業務
- (3) 業務委託の内容  
平成18年度情報セキュリティ外部監査仕様書による。
- (4) 納入場所  
和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階  
和歌山県企画部IT推進局情報システム課

## (5) 納入期限

平成18年9月15日(金)

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成18年和歌山県告示第619号に規定する平成18年度情報セキュリティ外部監査業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び日時

## (1) 場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階  
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課

## (2) 日時

平成18年4月25日(火)から平成18年5月16日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

## 4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 場所

3の(1)に同じ。

## イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年5月24日(水)までの間に和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

## 5 事業説明会の場所及び日時

## (1) 場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階  
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課会議室

## (2) 日時

平成18年5月16日(火)午後2時から

## 6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階  
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課会議室

## イ 入札日時

平成18年6月6日(火)午後2時から

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県より競争入札の参加資格があることを確認された旨

の通知書の写しを持参することとする。

## 7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

## 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

## 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

## 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入

札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部IT推進局情報システム課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部IT推進局情報システム課

イ 所在地

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階

郵便番号 640-8249

電話番号 073-432-5655

ファクシミリ番号 073-428-1136

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。